平成２２年（フ）第１９５７３号
東京都豊島区上池袋２丁目10―12―102
債務者　助川　一浩
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１３６号
東京都練馬区春日町１丁目８―10―203
債務者　小山　貴史
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２７号
北海道足寄郡足寄町西町７丁目３番地の19
債務者　小松　哲也
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１００号
長崎県西海市大島町1894番地７
破産者　東電気工事商会有限会社
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
長崎県佐世保市鹿町町下歌ケ浦99番地59
破産者　有限会社まるよし水産
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
千葉県流山市南流山６丁目23番地の５グレイスフルコート21―301
破産者　外川由美子
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１３５号
千葉市若葉区中野町1652番地１、前住所千葉県八街市山田台97番地20
破産者　關　不二子
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１６３号
千葉県佐倉市上座708番地24　レオパレスジュネスヒロコ102、前住所千葉県四街道市和良比913番地77
破産者　杣田　俊行
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２１８号
千葉県成田市幸町1012番地１　ボヌール成田―507号
破産者　佐伯　　隆
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第６７５号
東京都千代田区神田小川町３丁目８番地
破産者　アレグリア株式会社
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００９７号
東京都北区赤羽北３丁目26―１―1108
破産者　羽田　幸代
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９号
長野県木曽郡上松町正島町１丁目19番地、商業登記簿上の本店所在地長野県木曽郡上松町大字上松字小ノ川913の４番地
破産者　合資会社中村木材工業所
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１６６１号
名古屋市守山区川宮町150番地
破産者　有限会社義智工業
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３６０号
愛知県尾張旭市旭台３丁目13番地12、商業登記簿上の住所名古屋市西区児玉１丁目４番６号
破産者　株式会社イー・ビジョンズ
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４３９号
愛知県日進市浅田町平子４番地の528
破産者　有限会社暁産業
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０８号
福岡県八女市龍ケ原44番地１
破産者　株式会社アットワーク
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１５８号
釧路市春採７丁目15番５号
破産者　有限会社イエス春採
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第５１８号
茨城県水戸市千波町1935番地１
破産者　有限会社大楽天
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４４５号
千葉県八千代市八千代台南１丁目24番14号、申立時の住所千葉県南房総市白浜町滝口4845番地
破産者　亡井手尾忠彦相続財産
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２８５号
茨城県日立市日高町３丁目25番１号
破産者　有限会社ひのき堂
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部